

三宅村職員アルムナイ採用選考のご案内

三宅村総務課

三宅村職員アルムナイ採用選考は、過去に三宅村職員であった人材を再採用し、その知見を村政に還元することを目的とした採用選考です。

1 採用職種、採用予定人数等

職 種	採用予定人員	職層
・ 一般行政職 ・ 消防職 ・ 保育士 ・ 看護師 ・ 保健師	若干名	主事級職、主任級職、係長級職

2 主な配属予定先及び主な職務内容

主な配属予定先	主な職務内容
・ 村長部局 ・ 消防本部 ・ 教育委員会 ・ 議会事務局 ・ 旅客運送事業	三宅村内の施設（役場、保育園、診療所、消防本部等）で、職種等に応じた職務

3 受験資格

下表の条件を全て満たす人。（申込内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。）

① 三宅村職員（会計年度任用職員は除く）として、受験する採用職種と同一の職種で勤務した年数が1年以上あること
② 受験する採用職層と同等以上の職層に任用されていた者
③ 昭和40年4月2日以降に生まれた人（定年年齢未満）
④ 日本国籍を有していること
⑤ 対象となる職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者
⑥ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人（※）
⑦ 申込日現在、三宅村職員でない人

※地方公務員法第 16 条の欠格条項

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考方法

(1) 選考内容

- ・第 1 次選考 書類選考
可否はすべての受験者に通知します。
- ・第 2 次選考 面接
第 1 次選考合格者に第 2 次選考の詳細(日時、実施方法、場所等)を通知します。

(2) 選考実施時期

随時実施

応募受付後、スケジュールを送付いたします。欠員状況等により、選考を実施しない場合があります。

(3) 採用時期

随時、ただし原則各月 1 日とする。

(4) 任用する職

かつて三宅村で任用されていた職種・種別及び職層以下で任用されます。
職種等の取り扱い等に疑義がある場合には、お問い合わせください。

5 受験手続

受付期間	随時受付
申込先	○郵送の場合 〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 三宅村役場総務課人事係 宛 ○メールの場合 personnel_apc@vill.miyake.tokyo.jp

三宅村職員アルムナイ採用選考申込書兼職歴書を、三宅村ホームページから印刷またはダウンロードし、上記申込先へ送付してください。

6 合格発表

合格は、選考終了の都度お知らせいたします。

7 主な勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として週 38 時間 45 分、1 日 7 時間 45 分

(2) 給与

給料月額は、かつて三宅村職員であった際の職務の級及び号俸を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

60 歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号俸の 7 割の額となります。また、上記のほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

(3) 休暇

1 年間に 20 日（採用時期により異なります。）付与される年次有給休暇をはじめとして、妊娠・出産を支援する休暇（妊娠出産休暇、出産支援休暇ほか）、仕事と育児・介護を両立する休暇（育児参加休暇、介護休暇、短期の介護休暇ほか）、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

※上記のほか、職員の勤務時間、給与等の詳細は、三宅村条例等により定められています。

8 その他

個人情報、採用試験及び採用事務の目的以外には使用しません。

ご不明な点がございましたら、遠慮なく下記担当までお問い合わせください。

三宅村役場 総務課 人事係

04994-5-0981